

令和3年12月17日
第114回運営委員会
資料2-1より一部抜粋

【議 題 2】

令和4年度 岩手支部事業計画（案）について

令和4年度全国健康保険協会健康保険勘定予算（案）（業務経費及び一般管理費の内訳）の概要

1. 令和4年度業務経費及び一般管理費予算の総額

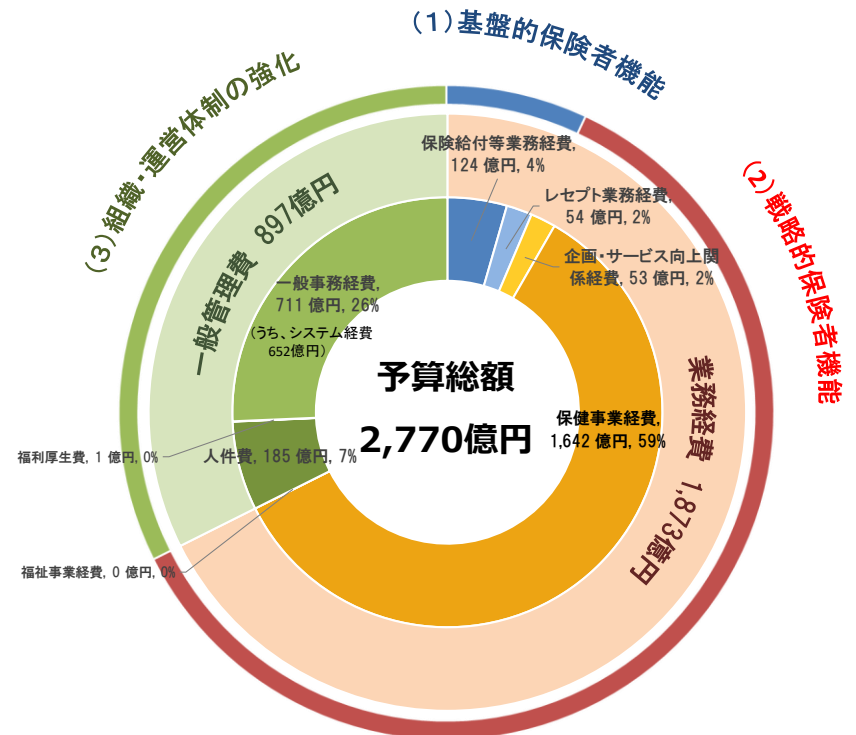
予算総額 2,770億円
 （対前年度予算比 +295億円）

※ 次期業務システムの構築にかかる経費（令和4年度：494億円、令和3年度：160億円）を除いて比較すると、令和4年度の事務費予算（案）は、前年度から39億円減少している。
 なお、業務経費及び一般管理費は、協会けんぽの支出全体（保険給付費や高齢者医療や介護保険等への拠出金を含む。）の約2%を占める。

令和4年度 業務経費・一般管理費予算（案）の概要

2. 重点施策毎の主な増減要因（対前年度予算比）

- ① **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（+12億円）**
【1,466.7億円（1,454.8億円）】
 : 目標実施率の引上げ
- ② **特定保健指導の実施率及び質の向上（+35億円）**
【152.2億円（117.4億円）】
 : 特定保健指導対象者の増及び目標実施率の引上げ
- ③ **システム経費（下記④以外の現行システムに係る経費等）（△83億円）**
【158.7億円（242.0億円）】
 : 現行システム稼働終了（令和4年12月迄）
- ④ **中長期を見据えたシステム構想の実現（+334億円）**
【493.8億円（160.2億円）】
 : 次期業務システムの構築（令和5年1月サービスイン予定）



令和4年度全国健康保険協会事業計画・予算の概要（案）

令和4年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートした保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、令和4年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（1）基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める

●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進【2.8億円（3.0億円）】*1

- ・ 標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 不正の疑いのある事案の重点審査及び立入検査の実施
- ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づく効果的な点検の推進

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進【4.3億円（4.3億円）】

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 債権の早期回収の強化及び、保険者間調整や法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進【15.9億円（20.4億円）】

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革と柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上

●オンライン資格確認の円滑な実施【1.7億円（1.8億円）】

- ・ 国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進への協力

※【 】は予算額
()は前年度予算額

*1 レセプト点検員に係る経費は含まない。

(2) 戦略的保険者機能

【主な重点施策】

- **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【1,466.7億円（1,454.8億円）】*2**
 - ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
 - ・ 地方自治体との連携（市との協定締結の推進等）によるがん検診との同時実施等の拡大
 - ・ 事業者健診データの取得に係る新たな提供・運用スキームの構築に向けた国等への働きかけの実施
- **特定保健指導の実施率及び質の向上【152.2億円（117.4億円）】*2**
 - ・ 外部委託による健診当日の初回面談の更なる推進及び情報通信技術の活用
 - ・ 特定保健指導のアウトカム指標を用いた試行的な運用を行う
 - ・ 協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施
- **重症化予防対策の推進【4.4億円（5.5億円）】**
 - ・ 未治療者に対する受診勧奨の確実な実施
 - ・ 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施
- **コラボヘルスの推進【5.3億円（3.6億円）】**
 - ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図る
 - ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るための新たなポピュレーションアプローチの検討
 - ・ 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルスの予防対策の推進
- **ジェネリック医薬品の使用促進【16.2億円（16.2億円）】**
 - ・ 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知
 - ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」等を活用した、医療機関・薬局に対する働きかけ
 - ・ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進しているか確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等における積極的な意見発信

*2 一部後掲の「広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進」に係る費用を含む。

(2) 戦略的保険者機能

- **支部で実施した好事例の全国展開【2.8億円（5.2億円）】**
 - ・ 支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化（次期アクションプランで想定）に向けた取組を、令和5年度にパイロット事業として実施することとし、令和4年度にその事業の選定や計画の策定を行う
 - ・ 上記の事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進
- **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信【0.1百万円（0.1百万円）】**
 - ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるエビデンスに基づく効果的な意見発信
 - ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信
- **調査研究の推進【1.4億円（1.2億円）】**
 - ・ 保険者協議会、都道府県、市町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施の検討
 - ・ 医療費適正化の施策等の検討のための外部有識者を活用した調査研究等の実施
 - ・ 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信
- **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進【7.6億円（6.7億円）】**
 - ・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、全支部共通の広報資材作成による広報の実施
 - ・ 作成した広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえた広報資材の改善、拡充の検討

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

- **人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置**
 - ・ 管理職を対象とした階層別研修による管理職のマネジメント能力の向上
 - ・ 標準人員に基づく適切な人員配置と次期業務システム導入による人員配置の在り方や標準人員の見直しの検討
- **OJTを中心とした人材育成【0.2億円（0.1億円）】**
 - ・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施するとともに、新入職員育成プログラムとして2年目研修の実施を検討
- **本部機能及び本部支部間の連携の強化**
 - ・ 戦略的保険者機能を更に強化するための本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組の実施
- **内部統制の強化【0.2億円（0.1億円）】**
 - ・ 内部統制基本方針に則った内部統制整備の着実な推進
- **中長期を見据えたシステム構想の実現【493.8億円（160.2億円）】**
 - ・ 令和5年1月サービスインに向けた次期業務システムの構築・テスト・リリースの確実な実施

【背景】

次期業務システムは、新たな業務戦略に向けた業務改革・効率化施策の要件を取り込み、効率的な業務処理を確立して基盤的保険者機能の強化に寄与すること、また、保健事業の推進やビッグデータの分析など戦略的保険者機能の強化に寄与することを目的として、現行システムのホストサーバーや西日本データセンターの契約満了時期を踏まえ、令和5年1月のサービスインを予定している。

【次期業務システムで目指すこと】

①基盤的保険者機能の強化（業務系システムの改修）

- ・ 現金給付等の審査業務及びレセプト点検業務の自動化による業務効率化
- ・ 入力処理のOCR化による業務効率化
- ・ 事務処理の工程管理機能による処理遅延等の事故防止や管理者による業務処理状況の把握

②戦略的保険者機能の強化（保健事業システムの改修と情報系システムの新規構築）

- ・ 健診勧奨結果の状況など新たな管理項目の追加による保健事業関係機能の強化
- ・ レセプトデータや健診データなど協会が独自に保有するビッグデータを利活用し、地域ごとの医療費格差の要因分析や加入者の健康づくりに資する新たな情報系データベースを構築
- ・ 本部及び支部職員が使用しやすい分析ツール導入による積極的なデータの利活用
- ・ これらの情報活用のため、クラウド上でタイムリーかつ精度の高いデータによる分析業務の精緻化

③組織・運営体制の強化（コミュニケーションツールとインフラの新規構築）

- ・ 電子決裁及び決裁文書一元管理の導入による内部統制の整備
- ・ ポータルサイトの改良及びテレビ会議システムの導入による情報伝達や本支部間の連携強化
- ・ 災害対策環境の構築による安定的なシステム運用の実現
- ・ ノート型端末など用途に即した端末導入によるペーパーレス化、業務効率化及び利便性の向上
- ・ データベース及びデータセンター構成の見直し、基盤調達単位の見直し等によるITコスト適正化

令和4年度 岩手支部 事業計画〈案〉 (新旧対照表)

令和4年度 (新)	令和3年度 (旧) ※令和4年度計画にあわせ各項目の順序について入替を行っている
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p><u>1-1〇健全な財政運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率に関して中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明、議論を実施 ・事業主、加入者へ決算及び保険財政の見通しに関する情報を発信 ・岩手県医療審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見を発信 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>①〇健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率に関して中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明、議論を実施 ・事業主、加入者へ決算及び保険財政の見通しに関する情報を発信 ・岩手県医療審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見を発信

1-20 サービス水準の向上

ア ■ KPI:

- I. サービススタンダードの達成状況を100%とする
- II. 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.2%以上とする

- ・サービススタンダード（10日間）の遵守率100%を継続する
- ・加入者・事業主へ郵送による申請の利便性を周知し、申請時の負担軽減を図る
- ・お客様満足度調査やお客様の声を活用し、サービス水準の向上を図る

1-30 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認（限度額認定証の提示が不要）の進捗状況を踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員、関係機関等への広報を実施する

1-40 現金給付の適正化の推進

- ・審査業務の正確性と迅速性を高めるため標準化された業務プロセスを徹底し、更なる適正化を推進する
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整を適正に履行する
- ・疑義のある申請等について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議での協議および事業所に対する立ち入り調査を適宜実施する

1-50 効果的なレセプト内容点検の推進

① ■ KPI:

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度（●●%）以上とする

20 サービス水準の向上

ア ■ KPI:

- I. サービススタンダードの達成状況を100%とする
- II. 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする

- ・サービススタンダード（10日間）の遵守率100%を継続する
- ・加入者・事業主へ郵送による申請の利便性を周知し、申請時の負担軽減を図る
- ・お客様満足度調査やお客様の声を活用し、サービス水準の向上を図る

30 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認に係る業務影響（限度額認定証の提示が不要）に係る検証の実施
- ・事業主や健康保険委員、関係機関等へのチラシやリーフレット等による広報の実施

40 現金給付の適正化の推進

- ・審査業務の正確性と迅速性を高めるために標準化された業務プロセスを徹底し、更なる適正化を推進する
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な履行
- ・疑義のある申請等について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議での協議、および、事業所に対する立ち入り調査の適宜実施

50 効果的なレセプト内容点検の推進

① ■ KPI:

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（●●%）以上とする

(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度(●●%)以上とする

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画により、システムを活用した効率的な点検を推進する
- ・定期的な研修等の実施により点検員のスキルアップを図り、内容点検の質的向上を目指す
- 社会保険診療報酬支払基金との連携強化

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※) 電子レセプトの普及率は98.8%(2020年度末)となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

1-60柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

㊦ ■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度(●●%)以下とする

- ・柔道整復施術療養費について、多部位や頻回、長期施術(部位ころがし)に対する受診者および柔道整復師への文書照会を強化する

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検とシステムを活用した効率的な点検の推進
- ・社会保険診療報酬支払基金との連携強化

⑥0柔道整復施術療養費の照会業務の強化

㊦ ■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度(0.48%)以下とする

- ・多部位や頻回、長期施術(部位ころがし)に対する受診者および柔道整復師への文書照会の強化

- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意・再同意の確認を徹底する
- ・不正が疑われる事案について厚生局への情報提供を行う
- ・加入者へ正しい受診方法の広報を実施する

○あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進
 →手順書に基づき、医師の再同意の確認を徹底するとともに、厚生局へ不正が疑われる事案について情報提供を行い、適正化を図る

1 - 7 ○返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

① ■ KPI:

- I . 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度(● ● %)以上とする
- II . 返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度(● ● %)以上とする

- ・保険証未回収者への文書催告と回収不能届を活用した電話催告を実施する
- ・新規発生債権の早期回収に向けて、保険者間調整を積極的に活用する
- ・回収フローに沿った定期催告を確実に実施し、弁護士名催告も引き続き継続して行う

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務

- ・加入者へ正しい受診方法についての広報の実施

⑦ ○あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進
 ・手順書に基づき、医師の再同意の確認を徹底するとともに、厚生局へ不正が疑われる事案について情報提供を行い、適正化を図る

⑧ ○返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

① ■ KPI:

- I . 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度(● ● %)以上とする
- II . 返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度(● ● %)以上とする

- ・保険証未回収者への早期催告の実施、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等の強化
- ・無効保険証の早期回収に向けた広報および保険証適正利用に向けた制度周知
- ・無資格受診により生じた返納金に対する保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施

負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整（※ 1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※ 2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※ 1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、

返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

（※ 2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

1 - 8〇被扶養者資格の再確認の徹底

㊦ ■ KPI:

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.6% 以上とする

- ・未送達事業所に対して事業所および年金事務所へ所在地情報の確認を行い、送達を徹底する
- ・**マイナンバーの活用**および未提出事業所に対する提出勧奨を徹底する

1 - 9〇オンライン資格確認の円滑な実施

- ・各広報媒体を活用したマイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知

【重要度：高】

㊦〇被扶養者資格の再確認の徹底

㊦ ■ KPI:

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.7% 以上とする

- ・マイナンバーの活用および未提出事業所への勧奨を徹底
- ・未送達事業所の所在地情報について、年金事務所や事業所へ確認を行い、送達を徹底

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

1-10 ○業務改革の推進

- ・マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する
- ・職員の意識改革を促進し、あらゆる状況に柔軟かつ最適な対応ができる事務処理体制を構築することで、生産性を向上させる

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

⑩ ○業務改革の推進

- ・マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進
- ・職員の意識改革を促進し、あらゆる状況に柔軟かつ最適な対応ができる事務処理体制を構築することで、さらなる生産性の向上を図る

2. 戦略的保険者機能関係

2-10第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

地域ごとの健康課題等を踏まえ策定した、「特定健診・特定保健指導の推進」「コラボヘルスの取組」「重症化予防の対策」を柱とするデータヘルス計画の目標達成に向けて、下記のとおり取り組みを着実に実施する

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

㊦ ■ KPI :

①生活習慣病予防健診実施率を**60.1%**以上とする

被保険者見込数（40歳以上）：**177,268人**

実施者見込数：**106,538人**

②事業者健診データ取得率を**18.5%**以上とする

被保険者見込数（40歳以上）：**177,268人**【再掲】

取得見込者数：**32,795人**

③被扶養者の特定健診実施率を**27.9%**以上とする

被扶養者見込数（40歳以上）：**41,469人**

実施者見込数：**11,570人**

①生活習慣病予防健診受診者数の拡大

・生活習慣病予防健診実施委託機関の拡大

・~~健診推進経費を活用した実施数拡大に係る取組の実施~~

・新規適用事業所を対象とした受診勧奨の実施

2. 戦略的保険者機能関係

①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

地域ごとの健康課題等を踏まえ策定した、「特定健診・特定保健指導の推進」「コラボヘルスの取組」「重症化予防の対策」を柱とするデータヘルス計画の目標達成に向けて、下記のとおり取り組みを着実に実施する

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

㊦ ■ KPI : ①生活習慣病予防健診実施率を**59.6%**以上とする

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：**179,101人**）

生活習慣病予防健診 実施率**59.6%**（受診見込者数：**106,744人**）

◆生活習慣病予防健診受診者数の拡大

・生活習慣病予防健診実施委託機関の拡大

・健診推進経費を活用した実施数拡大に係る取組の実施

・新規適用事業所を対象とした受診勧奨の実施

- ・外部委託機関を活用した生活習慣病未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・生活習慣病予防健診未受診者に対する受診勧奨の実施
- ・健診機関過疎地域事業所等への集合バス健診実施日程広報の実施
- ・~~健診実施機関会議~~、実地調査訪問時を活用した、定期健診申込み事業所への生活習慣病予防健診への切替え、受け入れ人数拡大の要請
- ・健診機関を活用した生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・全加入事業所に対して、生活習慣病予防健診パンフレット等を発送（年次発送）
- ・経済団体等を活用した生活習慣病予防健診広報の実施
- ・納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌及び健康保険委員研修会等を活用した広報の実施

②事業者健診結果データ取得数の拡大

- ・労働局との連名通知によるデータ提供勧奨の実施（外部委託機関を活用した電話勧奨と連動して実施）
- ・職員による訪問勧奨の実施
- ・外部委託機関を活用した電話勧奨の実施
- ・**被扶養者に対する健診結果取得票取得勧奨の実施**
- ・データ提供契約健診機関の拡大交渉の実施
- ・納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌及び健康保険委員研修会等を活用した広報の実施

- ・外部委託機関を活用した生活習慣病未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・生活習慣病予防健診未受診者に対する受診勧奨の実施
- ・健診機関過疎地域事業所等への集合バス健診実施日程広報の実施
- ・健診実施機関会議、実地調査訪問時を活用した、定期健診申込み事業所への生活習慣病予防健診への切替え、受け入れ人数拡大の要請
- ・健診機関を活用した生活習慣病未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・全加入事業所に対して、生活習慣病予防健診パンフレット等を発送（年次発送）
- ・経済団体等を活用した生活習慣病予防健診広報の実施
- ・納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌を活用した広報の実施
- ・健康保険委員研修会等を活用した広報の実施

㊦ ■ KPI : ②事業者健診データ取得率を18.4%以上とする

- ・事業者健診データ 取得率18.4%（取得見込者数：32,954人）

◆事業者健診結果データ取得数の拡大

- ・労働局との連名通知による受診勧奨の実施（外部委託機関を活用した電話勧奨と連動して実施）
- ・外部委託機関を活用した電話勧奨の実施
- ・データ提供契約健診機関の拡大交渉の実施
- ・納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌を活用した広報の実施
- ・健康保険委員研修会等を活用した広報の実施

㊦ ■ KPI : ③被扶養者の特定健診実施率を27.8%以上とする

- ・被扶養者（受診対象者数：50,399人）

<p>③被扶養者の特定健康診査受診者数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設を活用した集合健診（まちかど健診）の更なる拡大 ・GISを活用した誘導型健診の実施 ・特定健診プラス（特定健康診査受診券を活用して生活習慣病予防健診並みのセット健診を提供する健診）、特定健診プラスレディース（特定健康診査受診券を活用して生活習慣病予防健診並みのセット健診に乳がん、子宮頸がん検診をプラスして提供する健診）の更なる推進 ・オプション健診（血管年齢、肌年齢測定等）を含めた集団健診の更なる拡大 ・全加入事業所に対して、特定健診パンフレット等を発送（年次発送） ・新規適用被扶養者を対象とした受診勧奨の実施 ・特定健診とがん検診の同時受診の促進（年次発送時に特定健診受診機関の情報とともにがん検診の情報も同封） ・納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌及び健康保険委員研修会等を活用した広報の実施 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>	<p>特定健康診査 実施率27.8%（受診見込者数：14,010人）</p> <p>◆被扶養者の特定健康診査受診者数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設を活用した集合健診（まちかど健診）の更なる拡大 ・GISを活用した誘導型健診の実施 ・特定健診プラス（特定健康診査受診券を活用して生活習慣病予防健診並みのセット健診を提供する健診）、特定健診プラスレディース（特定健康診査受診券を活用して生活習慣病予防健診並みのセット健診に乳がん、子宮頸がんをプラスして提供する健診）の更なる推進 ・オプション健診（血管年齢測定、肌年齢測定等）を含めた集団健診の更なる拡大 ・全対象者に対して特定健診パンフレット等を発送（年次発送） ・新規適用被扶養者を対象とした受診勧奨の実施 ・特定健診とがん検診の同時受診の促進（年次発送時に特定健診受診機関の情報とともにがん検診の情報も同封） ・納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌を活用した広報の実施
---	---

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

⊕ ■ KPI :

① 被保険者の特定保健指導の実施率を **30.2%** 以上とする

特定保健指導対象者見込数：28,563人

実施者見込数：8,616人

② 被扶養者の特定保健指導の実施率を **12.0%** 以上とする

特定保健指導対象者見込数：1,087人

実施見込者数：130人

① 特定保健指導実施者数の拡大

- ・外部委託機関によるタブレットを使用した遠隔面談の推進
- 大口拒否事業所のリストアップと支部幹部職員による訪問勧奨の実施
- ・事業者健診データ提供事業所への早期及び確実な特定保健指導案内の実施
- ・新規適用事業所を対象とした利用勧奨の実施
- ・被保険者が健診受診時に保健指導実施を申し出できる環境の整備
- ・過去の特定保健指導受け入れデータ等に基づく、効率的な特定保健指導日程の調整
- ・外部委託機関を活用した積極的支援の継続支援の更なる実施（支部保健指導者が初回面談に注力するため継続支援の範囲を動機づけ支援にも拡大）
- ・保健師・管理栄養士等の積極的な採用と適正配置による保健指導実施体制の充実
- ・研修会等での保健指導者のスキルアップ等による初回面談中断率、途中中断率の低減
- オプショナル保健指導（通常の特定保健指導に AGA 検査等追加）の実施

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

⊕ ■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を **24.1%** 以上とする

○ 被保険者（特定保健指導対象者数：28,233人）

・ 特定保健指導 実施率 24.1%（実施見込者数：6,805人）

（内訳）協会保健師実施分 16.1%（実施見込者数：4,546人）

アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：2,259人）

◆ 支部直営（支部保健指導者）による特定保健指導実施者数の拡大

- ・ 大口拒否事業所のリストアップと支部幹部職員による訪問勧奨の実施
- ・ 事業者健診データ提供事業所への早期及び確実な特定保健指導案内の実施
- ・ 新規適用事業所を対象とした利用勧奨の実施
- ・ 過去の特定保健指導受け入れデータ等に基づく、効率的な特定保健指導日程の構築
- ・ 外部委託機関を活用した積極的支援の継続支援の更なる実施（支部保健指導者が初回面談に注力するため継続支援の範囲を動機づけ支援にも拡大）
- ・ 保健師、管理栄養士等の積極的な採用と適正配置による保健指導実施体制の充実
- ・ 研修等での保健指導者のスキルアップ等による初回面談中断率、途中中断率の低減
- ・ 特定保健指導拒否事業所に在籍する被保険者を対象とした特定保健指導受診勧奨
- ・ オプショナル保健指導（通常の特定保健指導に AGA 検査等追加）の実施
- ・ 納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌を活用した広報の実施
- ・ 生活習慣病予防健診年次発送時を活用した広報の実施

- ・納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌及び健康保険委員研修会等を活用した広報の実施
- ・生活習慣病予防健診年次発送時を活用した広報の実施
- ・契約健診機関との特定保健指導実施者数拡大に向けた打合せの実施
- ・生活習慣病予防健診実施機関での特定保健指導の外部委託拡大勧奨の実施
- ・直営保健指導者不在地域、休日・夜間等の特定保健指導を希望する事業所の専門機関への外部委託の実施

②被扶養者の特定保健指導実施者数の拡大

- ・支部保健指導者によるタブレットを使用した遠隔面談の実施
- ・協会主催の集合健診時を活用した利用勧奨の更なる実施（健診機関による健診日当日の特定保健指導のほかに後日呼び出し方式での特定保健指導も検討）
- ・特定保健指導利用券発送時を活用した利用勧奨の実施
- ・納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌及び健康保険委員研修会等を活用した広報の実施

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

- ◆外部委託機関活用による特定保健指導実施者数の拡大
 - ・契約健診機関との特定保健指導実施者数拡大に向けた打合せの実施
 - ・生活習慣病予防健診実施機関での特定保健指導の外部委託拡大勧奨の実施
 - ・直営保健指導者不在地域、休日・夜間等の特定保健指導を希望する事業所の専門機関への外部委託の実施
 - ・納入告知書同封チラシ、ハピネス、社会保険いわて等の広報誌を活用した広報の実施
 - ・生活習慣病予防健診年次発送時を活用した広報の実施

⊕ ■ KPI: ②被扶養者の特定保健指導の実施率を8.0%以上とする

○被扶養者（特定保健指導対象者数：1,194人）

- ・特定保健指導 実施率8.0%（実施見込者数：96人）

◆被扶養者の特定保健指導実施者数の拡大

- ・協会主催の集合健診時を活用した利用勧奨の更なる実施（健診機関による健診日当日の特定保健指導のほかに後日呼び出し方式での特定保健指導も検討）
- ・特定保健指導利用券発送時を活用した利用勧奨の実施
- ・支部保健指導者によるICT面談の推進

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

iii)重症化予防対策の推進

⑦ ■ KPI:

受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**12.4%**以上とする
未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数：**1,200人**

◆未治療者に対する受診勧奨

- ・外部委託機関を活用した受診勧奨の**更なる実施（勧奨対象者の拡大）**
- ・**岩手県、岩手県医師会と連携した受診勧奨の実施**

◆糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・血糖未治療者のうち、岩手県の基準により選定した対象者への腎症予防プログラム利用勧奨（**文書及び電話**）の実施
- ・治療開始者への専門機関による糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

iv)健康経営（~~コラボヘルス~~）の推進

iii)重症化予防対策の推進

⑦ ■ KPI:

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**11.8%**以上とする

- 未治療者に対する受診勧奨（一次勧奨実施予定人数 5,335人）
（二次勧奨実施予定人数 1,005人）

- ・外部委託機関を活用した受診勧奨の実施

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・血糖未治療者のうち、岩手県の基準により選定した対象者への腎症予防プログラム利用勧奨（**文書**）の実施
- ・治療開始者への専門委託機関による糖尿病性腎症重症化プログラムの実施

iv)健康経営（コラボヘルス）の推進

㊦ ■ KPI:健康経営宣言事業所数を 1, 430 事業所以上とする

- ・「いわて健康経営宣言」事業の宣言登録事業所数の拡大
- ・宣言登録事業所へのチェックシート結果のフィードバック
- ・事業所健康度診断シートをはじめとした、健康づくりに寄与する情報の提供
- ・「いわて健康経営宣言」登録事業所に対するインセンティブ付与及び宣言ロゴマークのブランド化
- ・健康経営宣言の宣言項目に係る標準化への対応
- ・産業保健総合支援センターと連携した加入事業所へのメンタルヘルス対策の推進
- ・健康経営実践支援会議参画団体等（県、経済団体、マスコミ、民間生保会社）と連携した健康経営の取組の推進

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

v) その他保健事業

- ・関係団体との連携によるウォーキング大会、イベントへのブース出展等を通じた健康づくり事業の推進
- ・歯科医師会等と連携した歯科健診事業の実施
- 健診結果の分析作業及び分析結果を活用した加入者への広報を実施
- 事業所健康づくりの推進

㊦ ■ KPI:健康経営宣言事業所数を 1, 300 事業所以上とする

- 「いわて健康経営宣言」事業の宣言登録事業所数の拡大
- 宣言登録事業所へのチェックシート結果のフィードバック
- 事業所健康度診断シートの提供
- 健康づくりに関する情報提供の実施
- 「いわて健康経営宣言」登録事業所に対するインセンティブ付与の充実
- 「いわて健康経営宣言」登録事業所ロゴマークのブランド化

V) その他保健事業

- 関係団体との連携によるウォーキング大会、イベントへのブース出展等を通じた健康づくり事業の推進
- 歯科医師会等と連携した歯科健診事業の実施
- 健診結果の分析作業及び分析結果を活用した加入者への広報を実施
- 事業所健康づくりの推進

2 - 20 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

㊦ ■ KPI:

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **53.8%**以上とする

◆ 広報関係

- ・日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ）
 - ・「社会保険いわた」への記事提供
 - ・健康保険委員専用広報紙による広報の実施
 - ・メールマガジンの定期（臨時号含む）の発行および納入告知書等広報チラシ、各種研修会等の様々な機会を活用した登録者数拡大
 - ・「岩手県民健康応援キャンペーン」による健康経営の推進等に関する広告の掲載
 - ・WEB 広告を活用したインセンティブ制度などの各事業にかかる広報の実施
 - ・LINE を活用した加入者（被保険者、被扶養者）を対象とする広報の実施
 - ・健康保険委員等を対象とした動画の制作及び広報の実施
- 研修用 DVD の作成

◆ 健康保険委員関係

㊦ 20 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

i) 広報関係

- ・日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ）
- ・「社会保険いわた」への記事提供
- ・健康保険委員専用広報紙による広報の実施
- ・メールマガジンの定期（臨時号含む）の発行および納入告知書等広報チラシ、各種研修会等の様々な機会を活用した登録者数拡大
- ・岩手日報への「健康経営」推進等に関する広告の掲載
- ・WEB 広告を活用した特定健診等、協会けんぽの各事業にかかる広報の実施
- ・動画配信サイトを活用した健診受診率向上のための広報を実施
- ・LINE を活用した加入者（被保険者、被扶養者）を対象とする広報の実施
- ・研修用 DVD の作成

ii) 健康保険委員関係

㊦ ■ KPI:

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **51.2%**以上とする

(参考)

$$\frac{132,608 \text{人 (令和2年度末委嘱見込数)} + 1,386 \text{人 (令和3年度委嘱数)}}{261,241 \text{人 (令和3年度末の岩手支部総被保険者見込数)}} = 51.2\%$$

・社会保険委員会、社会保険協会、および日本年金機構と連携したオンライン研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼

・**新規適用事業所などへの勧奨文書の送付や納入告知書同封チラシ等による定期的な勧奨**

・外部委託業者を活用した委嘱勧奨

・健康保険委員表彰の実施

~~→納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨~~

~~→新規適用事業所に対する委嘱勧奨~~

~~→事業所訪問の際の委嘱勧奨~~

・健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による協力

・年金事務所算定説明会や各種研修会における委嘱勧奨

・健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握およびその意見を活かした事業の推進、次年度事業計画への反映

・健康保険委員の委嘱拡大に向けた、**新規委嘱事業所に対する本部作成パンフレットの配布**

◆その他

・県とのより一層の連携体制の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進

~~→医療費・健診等データを活用した県との共同分析~~

・医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との県民の健康づくりに関する覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための連携した取組みの推進

・経済関係5団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会）との覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進

・地方自治体との連携体制の構築と、住民の健康的な生活実現のための取組みの推

・文書による委嘱勧奨

・外部委託業者を活用した委嘱勧奨

・社会保険委員会、社会保険協会、および日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼

・健康保険委員表彰の実施

・納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨

・新規適用事業所に対する委嘱勧奨

・事業所訪問の際の委嘱勧奨

・健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による協力

・年金事務所算定説明会や各種研修会における委嘱勧奨

・健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握およびその意見を活かした事業の推進、次年度事業計画への反映

・健康保険委員の委嘱拡大を進めるため、新規委嘱登録に対するインセンティブを付与

iii)その他

・県とのより一層の連携体制の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進

・医療費・健診等データを活用した県との共同分析

・医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との県民の健康づくりに関する覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための連携した取組みの推進

・経済関係5団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会）との覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進

・地方自治体との連携体制の構築と、住民の健康的な生活実現のための取組みの推

進

- ・保険者協議会における他保険者などの関係団体との連携体制の構築と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進
- ・岩手日報と連携した健康川柳コンクールの実施
- ・関係団体等が開催するセミナー等の機会を捉えた協会けんぽのPR活動の推進
- ・マスコミ・関係団体等を通じた情報、意見発信

2-30 ジェネリック医薬品の使用促進

④ ■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合を対前年度 (●●%) 以上とする

※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

- ・県内医療機関・薬局への使用促進の依頼
- ・ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額通知の送付
- ・関係団体と連携した使用促進の取組みの実施
- ・セミナー等における参加者に対する使用促進の取組みの実施
- ・乳幼児のいる家庭へのジェネリック医薬品使用促進等の医療費適正化啓発

2-40 インセンティブ制度の着実な実施

- ・各種広報媒体を活用したインセンティブ制度及び各インセンティブ指標の結果の周知、結果に基づいた次年度広報等への活用

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

進

- ・その他、保険者協議会における他保険者などの関係団体との連携体制の構築と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進
- ・岩手日報と連携した健康川柳コンクールの実施
- ・関係団体等が開催するセミナー等の機会を捉えた協会けんぽのPR活動の推進
- ・マスコミ・関係団体等を通じた情報、意見発信

③0 ジェネリック医薬品の使用促進

④ ■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合を85.5%以上とする

※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

- ・県内医療機関・薬局への使用促進の依頼
- ・ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額通知の送付
- ・関係団体と連携した使用促進の取組みの実施
- ・セミナー等における参加者に対する使用促進の取組みの実施
- ・乳幼児のいる家庭へのジェネリック医薬品使用促進等の医療費適正化啓発

④0 インセンティブ制度の実施及び検証

- ・各種広報媒体を活用したインセンティブ制度及び各インセンティブ指標の結果の周知、結果に基づいた次年度広報等への活用

④パイロット事業への積極的な応募

→支部パイロット提案委員会を定期開催し、採用されるべく職員からの提案内容の精査、本部への提出

2-5〇地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信

☺ ■ KPI :

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

◆医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

・岩手県医療審議会、岩手県医療審議会医療計画部会での意見発信

◆医療提供体制に係る意見発信

・地域医療構想調整会議への参加及び意見発信
・地域医療構想調整会議における被用者保険参加枠拡大に向けた取組みの推進
・保険者協議会での情報共有、連携した取組みの推進
・標準化レセプト出現比（SCR）のデータ及び可視化ツールを活用した分析結果及び岩手県から提供される医療データ等を活用した意見発信

◆医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

・健康いわて21プラン推進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県循環器病対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会における情報、意見発信

◆上手な医療のかかり方に係る働きかけ

⑤〇パイロット事業への積極的な応募

・支部パイロット提案委員会を定期開催し、採用されるべく職員からの提案内容の精査、本部への提出

⑥〇地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信

☺ ■ KPI :

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

i)医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

・岩手県医療審議会、岩手県医療審議会医療計画部会での意見発信

ii)医療提供体制に係る意見発信

・地域医療構想調整会議への参加及び意見発信
・地域医療構想調整会議における被用者保険参加枠拡大に向けた取組みの推進
・保険者協議会での情報共有、連携した取組みの推進
・標準化レセプト出現比（SCR）のデータ及び可視化ツールを活用した分析結果及び岩手県から提供される医療データ等を活用した意見発信

iii)医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

・健康いわて21プラン推進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県循環器病対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会における情報、意見発信

iv)上手な医療のかかり方に係る働きかけ

・かかりつけ医、休日時間外受診、後発医薬品使用促進等について医療計画や医療提供体制の協議の場で意見発信

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

2-60 調査研究の推進

◆医療費分析

- ・医療費適正化に向けた事業実施につなげるため、岩手支部医療費の状況について分析を実施。分析結果を広報等で活用
- ・医療費・健診等データを活用した県及び市町村との共同分析
- ・ジェネリック医薬品使用促進に係る分析の実施、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会等での意見発信

◆外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・分析方法、手法等について外部有識者を活用した調査研究の検討

◆調査研究や分析結果を活用した取組の推進及び発信

- ・協会けんぽ調査研究報告書、調査研究フォーラムへの応募を検討、研修成果を広報等で活用
- ・健診受診率や特定保健指導に関する分析を行い、加入者に対する広報及び保健事業計画へ反映
- ・地域における患者流出入の状況等を分析し、地域医療構想調整会議等の場で意見発信

・かかりつけ医、休日時間外受診、後発医薬品使用促進等について医療計画や医療提供体制の協議の場で意見発信

70 調査研究の推進

i)医療費分析

- ・医療費適正化に向けた事業実施につなげるため、岩手支部医療費の状況について分析を実施。分析結果を広報等で活用
- ・ジェネリック医薬品使用促進に係る分析の実施、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会等での意見発信

ii)外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・分析方法、手法等について外部有識者を活用した調査研究の検討

iii)調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施

- ・協会けんぽ調査研究報告書、調査研究フォーラムへの応募を検討、研修成果を広報等で活用
- ・健診受診率や特定保健指導に関する分析を行い、加入者に対する広報及び保健事業計画へ反映
- ・地域における患者流出入の状況等を分析し、地域医療構想調整会議等の場で意見発信

3. 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

3-1 ○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・マネージャー会議等を活用した管理職の育成

3-2 ○人事評価制度の適正な運用

- ・組織目標、役割定義に基づく適切な目標設定の実施および目標達成に向けた業務管理、業務改善の徹底
- ・人材育成につながることを意識した評価結果のフィードバック

3-3 ○OJTを中心とした人材育成

→本部研修の伝達および支部独自研修によるコンプライアンス、個人情報保護の順守徹底、ハラスメント発生の防止

- ・現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、業務の標準化、業務品質の向上を推進
- ・本部研修への職員の参加と伝達研修の実施
- ・CS 向上、レセプト点検、保健指導のスキルアップ等の支部の課題解決のための研修実施による人材育成
- ・オンライン研修会等での事業説明による発信力等の向上

3-4 ○リスク管理

- ・個人情報保護および情報セキュリティ研修の実施
- ・本部で実施する情報セキュリティ確認テストの実施とフィードバック
- ・支部独自研修および伝達研修によるコンプライアンス、個人情報保護の順守徹底、ハラスメント発生の防止

3. 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

① ○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・マネージャー会議等を活用した管理職の育成

② ○人事評価制度の適正な運用

- ・組織目標、役割定義に基づく適切な目標設定の実施
- ・目標達成に向けた業務管理、業務改善の徹底
- ・人材育成につながることを意識した評価結果のフィードバック

③ ○OJTを中心とした人材育成

- ・本部研修の伝達および支部独自研修によるコンプライアンス、個人情報保護の順守徹底、ハラスメント発生の防止
- ・現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、業務の標準化、業務品質の向上を推進
- ・本部研修へ職員の参加と伝達研修の実施
- ・待遇等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修等を実施
- ・事業所訪問、各研修会での事業説明による営業力・発信力等の向上

④ ○リスク管理

- ・個人情報保護および情報セキュリティ研修の実施
- ・本部で実施する情報セキュリティ確認テストの実施とフィードバック
- ・自主点検の着実な実施（半期に1回）

<p>・自主点検の着実な実施（半期に1回）</p> <p><u>3-5〇コンプライアンスの徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修の実施 ・コンプライアンス委員会の実施（半期に1回以上） <p><u>3-6〇費用対効果を踏まえたコスト削減等</u></p> <p>② ■ KPI:</p> <p>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札案件の業者への声掛け、公告期間や納期までの期間の十分な確保及び複数者からの見積書の徴取 ・調達の執行における見積競争・企画競争の推進 <p><u>3-7〇次期業務システムへの対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月にサービスインする次期業務システムへの確実な対応 	<p>⑤〇コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修の実施 ・コンプライアンス委員会の実施（半期に1回以上） <p>⑥〇費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>② ■ KPI:</p> <p>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする 一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を一件以下とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札案件の業者への声掛け、公告期間や納期までの期間の十分な確保 ・調達の執行における見積競争・企画競争の推進
---	---